

大和市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第9号

大和市事務分掌規則の一部を改正する規則

大和市事務分掌規則（昭和48年大和市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項健康福祉部健康福祉総務課中「地域福祉係」の次に「包括支援係」を加え、同部おひとりさま政策課を削り、同部医療健診課中「健康診査・がん予防・新型コロナウイルス対策係」を「健康診査・がん・感染症予防係」に改め、同部人生100年推進課中「認知症施策推進係」の次に「おひとりさま施策推進係」を加え、同項文化スポーツ部図書・学び交流課中「健康都市大学係」を削り、同条第2項人生100年推進課の前に次の1課を加える。

健康福祉総務課 包括支援係

第4条政策部デジタル戦略課中第7号を削り、同条総務部人財課に次の1号を加える。

(22) ハラスメント対策委員会に関すること。

第4条市民経済部市民課第8号中「及び海外移民」を削り、同条健康福祉部健康福祉総務課第31号中「市民後見人の養成及び活動支援」を「成年後見制度の利用促進」に改め、第33号を次のように改める。

(33) 包括的支援体制の推進に関すること。

第4条健康福祉部おひとりさま政策課を削り、同部人生100年推進課に次の2号を加える。

(25) おひとりさま施策の調査及び推進に関すること。

(26) おひとりさま等の終活支援に関すること。

第4条健康福祉部障がい福祉課第1号中「障害者福祉計画」を「障害者計画」に改め、同項中第20号を第21号とし、第19号の次に次の1号を加える。

(20) 自殺対策に関すること。

第4条健康福祉部生活援護課第2号中「浮浪者等の保護厚生」を「ホームレスの自立の支援等」に改め、同課第5号中「婦人保護」を「困難な問題を抱える女性への相談支援等」に改め、同条こども部すくすく子育て課第10号中「子育て世代支援包括センター」を「こども家庭センター」に改め、第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第24号までを1号ずつ繰り上げ、同条福祉事務所人生100年推進課の前に次の1課を加える。

健康福祉総務課

福祉事務所長に委任された事務の実施の支援等に関すること。

第4条文化スポーツ部図書・学び交流課中第18号を削り、第19号を第18号とし、第20号から第23号までを1号ずつ繰り上げ、同条街づくり施設部街づくり総務課に次の1号を加える。

(24) マンション管理適正化推進計画に関すること。

第4条街づくり施設部建築指導課第16号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第17条第1項診療部中「脳神経内科」の次に「緩和ケア内科」を加え、「リウマチ・膠原病科」を削り、同項患者サポートセンター地域連携科中「地域連携・相談支援係」を「地域連携係 相談支援係」に改め、同条第3項病院総務課中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第29号までを1号ずつ繰り上げ、同項医事課中第13号を第14号とし、第8号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 患者の要望、苦情等の受付及び処理に関すること。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。